

平成 28 年 6 月 14 日現在

機関番号：22604

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25590007

研究課題名(和文)比較行政法学の研究

研究課題名(英文)Study of Comparative Administrative Law

研究代表者

徳本 広孝(TOKUMOTO, HIROTAKA)

首都大学東京・社会(科)学研究科・教授

研究者番号：20308076

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文): 従来の行政法学は国内の法解釈問題や政策論に貢献することを念頭に外国法研究に取り組んできたが、今日ではグローバルな法的秩序が形成されつつあり、多国間の利害調整をふまえた政策形成への貢献という視角が行政法学には求められつつあることを指摘した(拙稿「比較行政法学に関する一考察」共編著『現代行政訴訟の到達点と展望』日本評論社・2014年)。

ロンドン・スクール・オブエコノミクス及びロンドン大学東洋・アフリカ研究学院を訪問し、比較行政法学の動向及びその意義について関係研究者と意見交換を行った。上記訪問の成果を日本人研究者と共有し、比較行政法学に関する共同研究会を立ち上げることとなった。

研究成果の概要(英文): The Japanese administrative law jurisprudence have addressed comparative studies to seek useful interpretations or to make appropriate policies to solve domestic problems. As I have pointed out, however, nowadays it is needed to contribute to policy-making that is based on interest adjustment among states (Tokumoto, Hiroataka. 2014. "A Discussion of Comparative Administrative Law.", in Yayoi Isono etc. ed. Destination and Outlook of the Modern Administrative Litigation (pp. 77-94). Tokyo: Nihon Hyoron Sha.) .

I visited the LSE and SOAS in London to exchange views on comparative administrative law. Based on the experience, I have established a joint research project for comparative administrative law studies with Japanese administrative law scholars who are interested in the above issues.

研究分野：行政法

キーワード：比較行政法 行政法 比較法

1. 研究開始当初の背景

日本の法学は、法律問題を解明するにあたり、その基底に諸外国の影響をみてとり、それら諸外国の法の運用および問題処理の状況を勘案しつつ自らの法律制度の運営を考えてきた。とりわけドイツの行政法学は、日本の行政法学に大きな影響を与え続けている。もっとも、ドイツの行政法学は、EUの発展にともないEU諸国との利害調整を必要とする諸課題に取り組むことが求められており、ドイツの行政法学もまた諸外国の影響を受けながら変容しつつある。ドイツの行政法学もまた、日本と同様にイギリスやアメリカの行政法学の影響を受けており、伝統的な行政法学の枠組みが徐々に変容しているように見受けられた。こうした傾向をふまえ、本研究は、ドイツの行政法学がEU諸国やアメリカ合衆国の行政法学の影響をどのように受け、どのように変容しているのかを探索するという問題関心から出発している。

2. 研究の目的

本研究は、代表者がこれまで取り組んできたドイツ行政法への関心を基礎として、英米法圏の行政法とドイツ行政法の差異又は影響関係を明らかにすることを目的としている。例えば、行政上の一般原則、行政手続法、情報公開法制又は行政救済法などの領域を対象として比較研究を進めることを想定している。ドイツ語圏および英米語圏で行われている比較行政法研究に関する本研究により、比較対象国の行政法における基本原理が抽出され、行政法理論に関する世界のスタンダードが姿を現し、その成果はグローバル行政法の生成・発展を促す可能性がある。

3. 研究の方法

本研究の出発点は、Mahendra P. Singh, *Germann Administrative Law in Common Law Perspective*, 2.ed., 2001 である。本書は、インド人公法学者による英米法圏の行政法とドイツ行政法との比較研究である。本書を手掛かりに、日本の行政法学に大きな影響を与え続けているドイツ行政法が、英米行政法の視点からどのように映るのかを探索するための作業を行った(内容については、4(1)を参照)。本書は、1985年に初版が刊行されて以来、世界で広く読まれている研究書である。

また、イェール大学のSusan R. Ackermann教授が取り組む比較行政法研究にも着目し、同教授のHPにおける文献リスト [<http://www.law.yale.edu/intellectualife/compadlaw.htm>]にある論考を渉猟した。リストにはドイツの行政法学者による比較研究および英米の行政法学者による比較研究が掲載されている。ドイツでは主に英語圏

で学位を取得したドイツ人公法学者が、ドイツ公法学の理論状況を英語で紹介する文献を刊行するなど、発信型の研究スタイルが活発化している状況にある。本研究計画では、これらの文献を精査することにより、それぞれの行政法間の差異および影響関係を明らかにする予定であったが、諸事情によりその作業は十分とは言えない状況である。今後、本研究を継続し、当初の目標を達成するべく研究を進展させる予定である。

また、本研究計画は、比較行政法研究に取り組む諸外国の研究者を訪問し、比較行政法研究の意義や方法論等について意見交換を行うことを予定していたので、平成26年度および平成27年度にイギリスの研究者を訪問した(4(2)(3)参照)。

4. 研究成果

(1)平成25年度は、日本の行政法学における比較行政法の意義について、日本の行政法学者がどのようにとらえてきたかを明らかにするべく、日本の行政法学者の比較研究に関する方法論議や比較法学者による研究方法論議の状況を確認する作業を行った。

明治以降の日本の行政法学の歴史を、外国法の影響という観点から三期に分けるとすると、フランス法の影響を受けた明治憲法制定(1889年)までの第一期、ドイツ法の影響を受けた現行憲法制定(1946年)までの第二期、ドイツ法及びアメリカ法の影響を強く受け続けている今日に至るまでの第三期に分けることができる。上記三国のうち、日本の行政法に最も大きな影響を与えたのはドイツである。行政法学に関する法律問題を解明するにあたり、その基底にフランス法・ドイツ法・アメリカ法の影響があるならば、それらの法の運用及び問題処理の状況を勘案しつつ自らの法律制度の運営を考えざるをえないであろう。日本の法学者は否応なしに外国法学者であり、比較法学者であらねばならないという環境が、過去において確固とした形で作りあげられており、日本の法律学が自国の法のみに関じこもることが許されない状況は「比較法的手法の体質化」と特徴づけられている。

日本の行政法学もまた比較法的手法の体質を帯びているといえるが、その具体的な理由については、塩野宏『オットーマイヤー行政法学の構造』(1962年)の「序文」で整理されている。塩野によれば、外国行政法研究の「異常な隆盛」の理由として、明治憲法の行政法制度並びに行政法学(以下旧法制、旧行政法学と略)にとってドイツ法研究は、外国法研究というよりは母国法研究とみることができること、第二次大戦後アメリカ法制の日本行政法への導入が図られ、それに対応して、理論の立場からも、旧行政法学におけるドイツ的傾斜是正の見地から積極的に英米行政法学の吸収が行われたこと、官憲的と称されるドイツ行政法学の克服は、歴

史的発展過程を異にする英米行政法学では十分に果されなため、行政法の母国であり、かつドイツより市民的とみなされているフランスへと理論の目を向けさせたこと、実定行政法は、なおドイツ的色彩を完全に払拭していないため、その理解のためには、現在でも、ドイツ行政法学の成果を探究する必要性が存続していること、最近の行政機能の飛躍的増大は、各国に共通の問題を生ぜしめており、問題解決の技術を求めるため、外国法研究の必要性が高まっていることをあげている。比較法的手法の特質を帯びているということは、法の後進国または中進国にみられる現象であるとの見方もできるが、日本に関しては必ずしもそうとは言えない。現実には日本行政法の相当部分は、すでに西欧諸国の水準に達しているが、それにもかかわらず外国法研究の隆盛はとどまらない。西欧文化に対する絶えざる憧憬の念がある限り、日本の行政法は、外国行政法の研究から栄養を摂取し続けることになるだろう。もっとも、比較行政法の隆盛は、もはや日本の行政法学の特徴とは言えないように見える。欧州各国もまた、自国の法が共同体の法に即して再編成されようとしており、また、環境問題などの普遍的な社会問題やグローバル化に対処しなければならない。他国法を学ぶ必要に迫られている状況は、もはや日本も西欧も同様である。

行政法学会には、日本の行政法理解という「究極目的」のための外国法研究というエートスが醸成されている。ただし、行政法学者の手による外国法研究の方法論議をみると、外国法研究の難しさも浮かびあがってくる。外国法研究には、それが目的のために奉仕する手段に傾き、外国法研究としては皮相であり、日本実定法解釈論としては強引であるという結果を招く危険性もある。日本の行政法学の誕生が当時の時代の趨勢からさほど極端に遅れていたわけではないという事実や、その後ドイツと日本はそれぞれ独自の発展を遂げていること、加えて西欧諸国と日本のあいだに文化の点で大きな相違があることを考慮するならば、日本の行政法学にもっとも強い影響を与えたドイツの行政法学の研究でさえ、日本の法律解釈学と直結させることには慎重でなければならない。

「比較法(学)」とは、「種々の法域における法秩序全体、またはそれを構成する法制度や法規範の比較を目的とする法学の一分野」又は「2つ以上の異なる法体系に属する法の全部又は一部を相互に比較して、その間の異同を明らかにすることを目的とする学問」と定義されている。比較法の学問的性格については、比較法が単なる方法にすぎないとする比較方法説と固有の目的をもつとする独立学問説とがある。前者は実定法研究の補助のための学問ととらえる立場であり、後者は、複数の外国法に共通する原理を解明する学問あるいは普遍的な原理が通用しない要因

を歴史・文化等の考察を通して解明する学問とする立場である。独立学問説が支配的であるとされるが、行政法学では、比較法を、まず国内実定法のための比較研究という視点で捉える傾向がある。比較法学にとって、実定法は比較法の素材であり、比較対象国間の異同を明らかにし、その原因を探ることは、いずれの国の実定法解釈学でもなく、独自の学問的営為となる。比較法学の支配的立場によれば、国内実定法に有益な帰結をもたらすことは、少なくとも比較法の第一義的な目的ではなく、諸国間の法の相違点の把握及びその原因を探究することがその目的であるということになる。ただし、比較法学が国内の実定法学への貢献それ自体を直接の目的としていないとしても、実際の機能・効用として、実定法学への貢献は期待されている。比較法学者も、比較法学の研究成果に対して、法解釈に対する解決方法の貯蔵庫としての役割を見いだしているだけでなく、自国法の立法的整備、法整備支援などに活用されることを想定している。

外国法研究の非生産性も指摘されている。日本人研究者にとって外国語の壁と複雑かつ異質な外国法の習得が負担過重となり、日本の行政法の発展を妨げる可能性があるからである。また、今日の日本社会は世界にもまれな超過密の高度工業国家であって、都市化、公害、人口減少、限られた資源、地価高騰と住宅難、過疎化等のため人類史上多様な法律問題が生じている。これらに対応するためには、かつての欧米に学ぶことを主な目的としたキャッチアップ型の行政法学からステップアップする必要がある。しかし、近年、行政手続法、情報関係法、行政争訟法等の行政法上の基幹的制度の形成にあり、諸外国の立法について詳細な調査が行われているのはよく知られている。諸外国の法制度を参照しながら日本の国情に適合した制度設計案を提示することは、今後も行政法学者に期待されていくものと思われる。ただし、外国の法律はそれぞれの国の特有の歴史と立法技術に基づいており、その時々事情に左右されて形成されていることに留意して、あくまで日本独自の考察を進めることが肝要である。

西側ヨーロッパ諸国は、それぞれ異なった行政法の制度及び理論の体系を有してきたが、1967年7月にECが発足して以来、その状況は変容している。ECの政策のための規則や指令といった第二次法は国内行政法規の定めにより優先するため、構成国の法制度の統一化を促してきた。EUへの展開は、ますます構成国の統一をおし進めているが、EUの閣僚理事会や常任代表委員会がかかわる立法過程及び司法裁判所の判決に至る過程では、比較法的な作業が行われているという。EUにおける法制度の統一化の傾向は、非加盟国にとっても無縁ではなく、そこで確立された法制度は日本が加入している他の多边的国際機構

や国連を通じて条約化され、ひいては日本も国際的に共通化された制度化を求められることがありうる。EU 構成国の政治的・文化的な影響関係と日本の法制度は、無縁ではない。

東アジア行政法学会は、日本、中国、韓国、台湾の行政法研究者および憲法訴訟・行政訴訟に携わった経験を有する実務家から構成されており、1995 年以来、2 年毎に学会を開催して今日に至っている。中国の WTO 加盟が行政訴訟の対象の拡大を後押ししている状況や、韓国や台湾の行政訴訟制度が日本の行政訴訟の影響のもとで形成され、その後ドイツの行政裁判法の影響がみられること、行政手続の分野では英米法的な行政手続法の原理が東アジアの法律作成に影響を与えており、東アジアにおける共通の法概念・法原理、共通の問題関心が醸成されつつある。改革を通して最新の法制度を整えつつある東アジアは、すでに比較研究の有力な対象となっている。

法整備支援という場も、比較行政法学の発展が見込まれる。そこでは西欧諸国の法を教師として、日本法の問題を解決するために学ぶという受信型比較法又はワン・ウェイの比較法ではなく、法整備支援という共通の舞台あるいは基準から支援国の法をお互いに比べる発信型比較法への展開が求められている。ソ連などの社会主義国においては行政の裁判的統制の範囲は法律で限定され、また、言論・表現の自由、結社の自由など、憲法上の自由権に対する侵害については裁判所による審査は認められていなかった。それらの法制度・法理論を学問的観点から研究するのであればともかく、移植元として学ぶ対象としてとらえることはできなかつた。基本的な差異の上で形成された旧制度下のインフォーマル・ルールが慣性を持つ場合、支援の大きな障害となることは想像に難くない。制度変化を促す行政法のシステムとして、行政裁判制度、行政手続、情報公開、公衆参加に関する制度が重要である。また、法整備支援国（ドナー）は、自国の法を移植しようとするのではなく、事実上のネットワークをつくり支援に取り組むことも多く、その結果、ドナー間で共通のスタンダードが形成される可能性があるという。このことは、法整備支援を通してグローバル行政法が生成する可能性を示している。

外国産の法制度を移植する作業は、移植を推進する関係者の観点から 3 段階に分けることができる。移植先の国の既存の法制度とその機能を正確に理解し、その長所と欠点を確認する作業、移植先の国の法制度に相応する外国産の法制度（移植元の法制度）とその機能を正確に理解し、その長所と短所を確認する作業、両者を比較検討し、外国産の法制度に必要な加工修正を加えて、「適切な範囲で」移植先の国に導入する作業である。自国法の内容を相手国に正確に伝える言語が必要となる。

2009 年 4 月 1 日に法務省により「日本法令外国語訳データベースシステム」（<http://www.japaneselawtranslation.go.jp/>）が一般公開され、これを通して主要な日本の法律の英訳を参照することが可能になった。ところが、両国の法概念の翻訳レベルの情報が一致するとしても、それぞれが同一の内容を意味するとは限らない。フランス法、ドイツ法、アメリカ法、イギリス法で機能的に類似する法概念や制度について、同一の翻訳を与えたとしても、それらは各「法系」の法的伝統の中で理解される必要がある。

日本では、大陸法と英米法の法系の違いに留意しながら、それぞれの国の法制度及び理論を研究するのが一般的であったが、EC 発足以来の統一化の動きは法系を超えた法理の形成に至っており、グローバル行政法の発展可能性が EU 行政法の中にもみとれる。前述のとおり EU 諸国の立法及び司法において比較法的作業が行われているのは、構成国の法の調和が目指されているからにほかならず、政策実現のために相互の法理論の調和が必要となる以上、構成国にとって、それらの法がどのような内容をもつかを知ることが重要である。そして実は、英米法系の国々の行政法からみてドイツ行政法がどのように見えるかという問題は、ドイツ行政法に強い関心をもってきた日本の法律家にとっても興味深いテーマとなりうる。M.P. Singh, *German Administrative Law in Common Law Perspective*, 2001 において、シン（Singh）は、冒頭、コモン・ローと大陸法が共通の文化圏にあることを指摘し、両法系のシステムは、その起源、形成過程、実施方法に関して異なるものの、最終的に目指すところに違いはなく、そこに至るアプローチに差異があるにすぎないという。そして、両法系の行政法の関心事は、ともに「行政が法に従って最もよくその使命を果たすための手段の探求」にあると指摘する。しかし、両法系の行政法にはアクセントの置き所に違いもあるという。Wade and Forsyth の行政法テキストでは、「おおよそ」との控えめな表現を用いながら、行政法とは (a) 「政府権力のコントロールに関する法」であるとされ、さらに続けて、(b) 「公的機関の権限行使及び義務を支配する一連の一般原則」であると説明されている。シンは、(b) についてはドイツ行政法との類似性を、(a) については相違を見出し、その理由を次の通り説明する。大陸法では、法がまず学説で唱えられた抽象的な一般原則の表現として展開されるが、コモン・ローでは個別事案に係る判例を通して法が発展する。すなわち、権利救済として裁判を通して行政法が形成されるというコモン・ローの特徴が、(a) の表現となってあらわれ、一方、大陸法は、個別事案とは無関係に法に則る行政の一般的枠組みを発展させ、結果として、行政の目的や責任（又は免責）等の側面に効果的に取り組むことができたという。し

かし、私たちが外国法研究を行うにあたって前提としているように、シンもまた、究極的には両国の行政法はともに法の枠内に行政を置くことを目的とするのであって、先に述べたとおり、その目的に至る道筋が多少異なるにすぎないと考えている。以上の理解に立脚して、シンは、前掲書において、ドイツ行政法における法治主義、行政立法、行政計画及び行政行為といった行為形式、それらに対する司法審査の根拠、行政裁量、救済手続等について、簡潔ではあるがコモン・ローとの比較を試みている。

行政の司法統制の根拠の比較において、コモン・ローでは、司法審査の権能が司法の本質に由来する権限踰越 (ultra vires) の法理により根拠づけられるのに対して、ドイツでは、司法審査の権能が制定憲法及び制定法で根拠づけられているという違いが指摘されている。行政権限の行使にかかる司法審査の根拠等の分類や体系も異なっており、そのため司法統制の比較を行うにあたり同一の用語を用いることは困難となるが、シンは、ドイツで用いられている羈束された権限 (non-discretionary power) と裁量を伴う権限 (discretionary power) の区別及びこれに対応した審査の準則について、コモン・ローとドイツ法との比較を試みている。裁量の有無という観点からの分類は、司法審査の制度ではなく機能の比較を可能にする。裁量統制についてみると、ドイツの比例性 (Verhältnismäßigkeit) に対応する準則としてコモン・ローの合理性 (Reasonableness) がある。ドイツの判例は、比例原則について、目的達成を可能とする手段かを問う「適合性の原則」、より緩やかな手段では目的を有効に達成できないことを求める「必要性の原則」、侵害によってもたらされる不利益が成果に比して大きい場合に措置を禁じる狭義の「比例原則 (均衡の原則)」という下位原則を生み出すことにより精密な裁量統制を可能にしており、また、議会の立法にも適用のある憲法上の原則として発展させている。これに対してコモン・ローの合理性の原則は、より抽象的で主観的であり、また、強固な議会主権により立法への適用を阻まれているという。シンは、イギリスでも「合理性」判断の主観性に批判があることを紹介しながら、客観的な証明又は反証に従う基準として、ドイツの比例原則の優秀さを認めている。さらに、シンは、ドイツでは不確定法概念が広範に司法審査に服している点にふれ、例えば、「公益」や「公共の福祉」といった概念について、コモン・ロー諸国では、行政がその適用に際して裁量権を濫用し、あるいは義務的な手続規範の不遵守などがない限り、その適用は行政に委ねられることになると説明する。

コモン・ローにおける以上の司法審査の抑制は、行政上の紛争裁断機関としての行政審判所 (the administrative tribunals) の存

在に理由の一端を見いだすことができるだろう。司法上の権利救済を求めるためには行政審判所の手続をふまなければならない、その手続は法律問題と事実問題の審査、合法性と合目的性の審査に及ぶ。しかし、行政審判所は、裁判官と同様の独立性をもたない行政官による裁断機関であり、しかもその裁断に対して訴訟を提起する機会は裁判所の裁量により阻まれることがあるほか、法律上の規定により制限されることもある。さらにコモン・ローの裁判所は、行政の決定の適法・違法を判断するにとどまるが、ドイツの行政裁判所は判断代置や行政の決定の修正が認められる場合があること、コモン・ローの裁判手続とは異なりドイツの裁判所は当事者が提出した証拠に拘束されず、自ら証拠の収集を行うことができることなどの違いが指摘されている。こうした点をとらえて、シンは、司法審査に関してドイツの優位性を看取しているようである。しかし、司法上の救済だけでなく、行政審判所の実態をみなければ権利救済の水準の優劣は判断できない。

法系論として大陸法系と英米法系という違い論じられてきたが、英米法系の中でもイギリス法族とアメリカ法族の区別が論じられている。他方で、欧州法は、イギリス法と大陸法の影響のもとで形成されていく。大陸法とイギリス法の混合により形成される欧州法とアメリカ法とのせめぎあいの中で行政法の世界標準が生み出されていくのかもしれない。さらに、伝統的に先進的な法制度を整えてきた西欧諸国の影響を受けながら、東アジアや発展途上国が新しい法制度を整えていく過程もまた、その生成に寄与している。その生成過程に日本の行政法学が影響を与えるには、これまでの日本の行政法学の在り方に加えて、発信型行政法学という方向性を発展させる必要がある。

(2) 平成26年度は、欧州における比較行政法学の動向について調査するために、the London School of Economics and Political Science (LSE) の C. Harlow 教授を訪問し、イギリスで比較行政法研究に取り組む研究者やイギリスの大学で提供されている比較行政法に関する授業等について情報収集を行った。その結果、イギリスでは個々の研究者が諸外国の法制度に着目して自国の行政法との比較研究を行っていること、また、LSEにおいては、主にイギリス国内で法曹として活躍する学生がほとんどであり、学部生や院生を対象とする比較行政法の授業は十分に提供されていないことなどの状況にあることをうかがった。

(3) 平成27年度は、Harlow 教授から the School of Oriental and African Studies (SOAS) の P. Leyland 教授をご紹介いただき、同教授を訪問する機会を得ることができた。Leyland 教授は、イギリス行政法のテキ

ストを執筆しているほか、タイ公法の研究を長年にわたって行っており、比較法の意義および方法論について造詣が深い方である。Leyland 教授によれば、SOAS では比較行政法学の研究および教育の需要は高いとのことであった。この訪問をきっかけとして、同教授と連携して比較行政法学の研究を進めることとなった。

LSE および SOAS の訪問の成果について、日本人研究者に報告する機会を設けたところ、比較行政法学に関する共同研究を立ち上げることとなった。平成 27 年度中に 2 度の研究会を開催し、南アフリカの行政法、日本の比較行政法学の動向、英語以外の言語を母国語とする国の行政法学を英語で発信する意義などについて、議論を行った。今後、海外の研究者と連携しながら、比較行政法学に関する共同研究を定期的に行う予定である。

<引用文献>

(1)につぎ、徳本 広孝、比較行政法学に関する一考察 [後掲図書、共編著『現代行政訴訟の到達点と展望』(日本評論社・2014 年) 77 頁-94 頁所収] を参照。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文](計 5 件)

徳本 広孝、教育・研究における費用負担、法律時報 88 巻 2 号、査読なし、2016、44 頁-49 頁

徳本 広孝、地方公共団体の規律維持と債権放棄議決の意義 行政法総論からみた債権放棄議決、公法研究 77 号、査読なし、2015、118 頁-129 頁

徳本 広孝、国立大学法人に対する文書提出命令の申立てと民訴法 220 条 4 号二括弧書部分の類推適用、平成 26 年度重要判例解説(ジュリスト臨時増刊 1479 号) 査読なし、2015、50 頁-51 頁

徳本 広孝、政務調査費の一部を条例に定める用途基準に違反して目的外支出したため提起された住民訴訟の事例[横浜地裁平成 25.6.19 判決]、判例評論 668 号(判例時報 2229 号) 査読なし、2014、116 頁-120 頁

徳本 広孝、ビッグイベントと行政法、日本不動産学会誌 108 号、査読なし、2014、75 頁-79 頁

[学会発表](計 1 件)

徳本広孝「地方公共団体の規律維持と債権放棄議決の意義 行政法総論からみた債権放棄議決」日本公法学会第 79 回総会、2014 年

10 月 18 日・19 日、中央大学多摩キャンパス(東京都八王子市)

[図書](計 1 件)

磯野弥生、甲斐素直、角松生史、古城誠、徳本広孝、人見剛(編著)『現代行政訴訟の到達点と展望』(日本評論社・2014 年) 380 頁(77 頁-94 頁)

[産業財産権]

出願状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

[その他]

ホームページ等

<http://www.tmu.ac.jp/stafflist/data/ta/639.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

徳本 広孝 (TOKUMOTO, Hirotaka)
首都大学東京・社会科学部・教授
研究者番号：20308076

(2)研究分担者

なし()
研究者番号：

(3)連携研究者

なし()
研究者番号：